

県議会 6 月定例会一般質問から

農業政策について

2009 年度補正予算は、5 月 29 日衆参の両院協議会を経て、13 兆 9.300 億円の歳出総額が成立しました。農林水産関係では 1 兆 302 億円が計上されています。2009 年度の農林水産当初予算が 2 兆 5.605 億円で、このうち公共事業や人件費などを除いた、いわゆる裁量的経費が 7.200 億円程度であることを考えると、相当に思い切った予算編成であると思います。同時に、真に農業再生につなげるため生産現場で十分活用出来るよう関係者に丁寧な周知徹底をし、柔軟な運用が必要であると思います。

盛り込まれた補正予算の主な事業は、農地集積加速化事業 2.979 億円は、農地を貸し出した所有者に最高年間 10a 当り 15.000 円を最長 5 年間交付するものであり、新規就農者促進事業 55 億円は、新規就農者が農業機械・施設を導入する際に 400 万円を上限に経費の半額を助成するものです。

「水田フル活用」事業 1.168 億円では、麦・大豆・飼料作物・ソバなどに 10a 最大 15.000 円、米粉・飼料用米に 25.000 円上乗せ助成をし、2009 年度当初予算と合わせると米粉・飼料用米では、10a 当り 8 万円の助成となります。

また、食料供給力向上緊急機械リース支援事業に 272 億円、優良繁殖牛更新促進事業に 79 億円、耕作放棄地再生利用緊急対策事業に 150 億円など、国は追加経済対策としてこの補正予算を組み、これらの事業は市町村に直接支払われる事業が多いわけでありますが、県として受け皿づくりの組織化や周知徹底、普及センターによる集落の同意づくりなど、ソフト事業としての役割は大きいものがあります。

経済対策の一環でもあり、県の指導によって大きな差が出てくると思います。農家数・耕地面積・遊休農地率などで試算すると 100 億円以上は対象となると思われる

今回の補正予算農林関係 1 兆 302 億円の目玉事業は、約 3 分の 1 の 3.000 億円を占める農地集積加速化事業で、農地を貸し出した所有者に年間 10a 当り 15.000 円を最長 5 年間交付するものでありますが、市町村の現場の実態は、貸し出し手はあるが、借り手がない状況です。したがって、貸し手に 15.000 円出しても借り手にメリットがないわけです。

県内で実施している市町村もありますが、農地流動化促進のために、借り手の農家に補助金を支払う制度と一体とならなければ効果が上がらないと思います。

2 つ目の目玉事業は水田のフル活用事業で、特に米粉用・飼料用米を栽培する農家には 10 a 当たり 8 万円の助成金となるもので、生産された原料米も 60 kg 当たり 4.800 円の買い取り価格で試算すると、主食用の米を栽培している農家と所得は変わらないわけです。

転作を達成していない本県としては、米粉や飼料用米の栽培面積を増やすことで転作面積を達成出来るものと考えますが、長野県の平成 21 年度米粉用作付面積は、9.4ha 60t です。これを学校給食用一人当たり標準 65 g の米粉用パンにすると 120 万人の人が一回食べる分量だけです。米粉用米の価格も 60 kg 当たり 4.800 円で供給出来ることとなるため、米粉パンの単価も下げられるわけであります。

今後どのように消費の拡大をはかっていかれるか、米粉はただパンだけでなく、米粉麺やパスタ、伝統食など、幅広く利用出来る訳です。ただ単に業者だけでなく一般家庭にどのように利用されるかにもかかっています。

県で一般家庭用米粉利用のレシピ集や講習会を積極的に開催すべきと思います。また、米消費拡大のための組織「ごはんを食べよう推進会議」は、最近 2 年間会議も開催していないとのこと、消費拡大に向けて積極的対応をお願いするところです。

中山間地域等直接支払い制度について

5 年間で 1 期とする中山間地域等直接支払い制度は、2 期目が本年度をもって終了することとなっています。

2000 年に導入されたこの制度は、傾斜地など条件不利な中山間地域に対して、面積に応じて一定額を助成するものです。

この制度を活用することで、農地が保全され集落の人付き合いが活発になっていることなど、地域を守る観点からも非常に大事な制度であるので、ぜひ継続をして欲しいとの意見が県議会過疎中山間地域対策議員連盟、現地調査からも多くの市町村から出されています。

また、この制度を見直すに当たり、集落内で営農をしても傾斜がない農地を所有している農家は、交付の対象とならないため、集落活動に参加しにくい問題点や、耕作放棄地の解消が集落全体で進められる対策や、生産コストを的確に反映した単価設定が必要であること、現行制度では、畑に統合される樹園地などにも独自の地目区分と単価水準を求めることなど、制度の継続・対象地域の拡大・協定期間の弾力化・助成水準の充実・事務手続きの簡素化など継続するに当たり要望が多く出ています。

条例で定めた審議会のあり方について

長野県が条例で定めた審議会は 40 ありますが、そのうち商工労働部関係には 4 つの審議会が設置されています。

まずその 1 つ目は、中小企業振興審議会ですが、平成 13 年 1 月開催されその後 8 年間開催されておられません。

この審議会の審議内容は、中小企業の振興対策に関する事、経営合理化に関する事、組織強化に関する事、金融に関する事となっているものです。

2 つ目は、中小企業調停審議会ですが、諮問する事項がないということで、昭和 53 年 5 月から 31 年間開催されておられません。

この審議会の審議内容は、大企業が進出、拡大した場合、中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等を審議することとなっています。

3 つ目は、職業能力開発審議会ですが、平成 19 年度に 1 回開催し、委員の任期が終了し、新たな委員の委嘱も行っていないわけです。

この審議会の審議内容は、技能者など労働力の需給の動向に関する事、職業能力の開発に関する事などで、県工科短期大学校や、技術専門校の在り方などを審議することも含まれています。

4つ目は、労働問題審議会ですが、平成14年5月に開催しその後約7年間開催しておりません。この審議会の審議内容は、労使関係、労働福祉、労働教育等男女共同参画、ワークライフバランス等の審議もするわけです。

先ほど申し上げましたように、条例で設置した審議会です。特に中小企業の振興は、中期総合計画で掲げた一人当たり県民所得全国レベルへの実現に極めて重要なウエイトを占めるものと思うわけでありますが、この4つの審議会はまさに現在直面している中小企業対策・産業振興・労働問題に直接関連しているわけです。

長期にわたって開催されないことについてどのように考えているのか

条例で定めている審議会と同一の目的で別に要綱によって設置されている懇談会や戦略会議もいくつかありますが、先ほど申し上げました中小企業振興審議会も他に二つの懇談会が設置されているのであります。

そこで、条例で定められている40審議会の中で3年以上開催されていない審議会は12、5年以上開催されていない審議会は9審議会となっています。

平成14年に制定されました審議会等の設置及び運営に関する指針の中で、審議会等の廃止又は統合を検討する5つの条項が掲げられていますが、現状からみてどのように考えているのか。

また、この指針では審議委員に占める女性の比率が5割となるよう努めることとなっていますが、現状28.2%です。

危機管理体制について

県政世論調査で土砂災害を軽減するために国、県、市町村に望むことに対する設問では、大雨による土砂災害発生の危険度が高い地域を知らせる土砂災害警戒情報の早期発表をして欲しいは75.3%、また、大雨による早目の避難勧告の発令を出して欲しいは68%など、災害警戒情報や避難勧告の発令など、早く知らせたいというものでありますが、災害警戒情報や、避難勧告は防災情報を的確に、より早く収集出来るシステムを構築することです。

そこで県内で防災についての知識や経験が豊富な団体、地域防災リーダー等を防災情報通信員(仮称)として委嘱又は協定を結ぶなど、より早く防災情報を入手することは、該当地域での警戒体制や避難がより迅速に行われるわけであります。私の11月議会一般質問で早期に協定など具体的な形になるよう検討していきたいとの答弁でしたが、現在具体的に、どのように進められているか

最後に、農業政策についていくつか質問をさせていただきましたが、先般6月16日松本市・塩尻市を中心に降雹があり、約6億円の被害があり、被災された農家の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

県として、出来る限りの支援をしていただきます様要望をし、一切の質問を終わります。

答弁については県議会のホームページをご覧ください。